

この労働組合と農民組合とを別々の組織として総聯合を組織すべきである。労働組合と農民組
合との関係は両聯合体間の共同委員会を作ることに依りて両者間の緊密な連絡を保持し、
争議の場合の相互援助等々をすべきである。

(5) か、労働組合総聯合の持つべきスロークアンは、日常経済闘争の共通事項の共通事項として行われなければならない。か
して組織は全体的地方的団体、及びその聯合体を構成の単位として、大会及びその執行機関を持つべき
にはならない。大会代議員は、加盟組合員数に準じて比例に選出せしめ、総聯合会費は、大会代議員選
出比例を以て加盟組合より徴出すべきである。

(6) かくて組織されたる総聯合は日常経済闘争を指導し、その共同戦線体としての任務と共に、日本共
産組合の中央的労働組合運動の代表的機関となりて、全国的統一運動を促進すべきにはならない。同時に加盟
組合、産業別整理を促進し、階級全体的産業別組合を組織の基礎とする様、進まねばならない。

(7) か、労働組合総聯合を実現、是れ評議会は労働大衆の間で輿論を起すべく宣傳を行ふこと。
総聯合運動の開始にかぎる団体の振蕩といへども全力を尽して賛成極力支持すべきこと。日常経済闘争

を通じて具体的行動に依りて総聯合の必要を徹底せしめること。
他の団体に争議が起つた場合は、全力を尽して援助すること。共通の負ける問題に就て協同戦線を張り、忠実に
に闘争に参加すること。特に必要なることは労働階級の立場を失くさない(組合主義的指導精神の限界内
に於ては)中間派団体との共同戦線を張ること、その共同行動に注意して、協力の精神を保持すること。
努力すべきである。而して他の団体より総聯合の援助を求めるときは、適当なる機会を捉へて評議會
より総聯合の援助を求めなければならぬ。右決議す。

修正要項(省便)
日経第六 統一運動同盟支持に關する決議案
(関東金屬労働組合提出)
可決 兼認

実行方法
一、統一運動同盟内の産業別整理に努力すること。
二、評議會所属の聯合は、地方同盟に對して積極的に働きかけ、これを深固ならしめると同時に、又
部支部分會等として地方委員会の強さを増し努力せしめること。

三、地方同盟、地区委員会等、指導する工場代表者會議等、對して積極的に組合員を動員
し参加せしめること。